

税務・財務情報 第3005号

個人事業主の白色申告について

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

個人事業主の白色申告について

1 はじめに

ようやく確定申告の時期も終わりほっとされている事業主さんも多いことと思います。また、お客様の確定申告業務をお手伝いさせていただいている弊社においても、嵐が過ぎ去ったような安堵感が事務所全体を支配しています。

今回は所得税（個人事業主）の白色申告を中心に解説させていただきたいと思います。

2 白色申告とは？

白色は、まだ規模が小さい事業主ほど、ありがたみのある申告方法といえます。青色申告の様に面倒な帳簿付けが必要のない単式簿記で行う確定申告の方法です。

単式簿記は、年間の売上金額、仕入金額、経費を単純に電卓等で集計した後、売上合計から仕入と経費の合計額を控除して所得金額を算出する方法です。シンプルな点が最大のメリットです。事業に専ら従事する家族従業員がおられる場合は、事業専従者控除が必要経費に算入できます。配偶者でしたら 86 万円、配偶者でなければ専従者一人につき 50 万円を必要経費にできます。

白色申告の個人事業主で事業所得の合計額が 300 万円未満の人は、従来は帳簿を付ける義務がありませんでした。しかし平成 26 年 1 月以降は白色申告する人全員に「帳簿への記帳」と「記録の保存」をすることが義務化されました。

3 税務調査

例えば、A 法人の税務調査があったとします。多くの調査官は A 法人の調査を行いながら個人事業主に支払う外注費、手数料等に目を光らせ、その仕事の内容を細かく聞いてきます。領収書・請求書をチェックもしますし、個人事業主の住所、氏名、年齢、電話番号等を記録して帰ります。

A 法人の調査をしながら個人事業主の情報も集めます。当該個人事業主の申告と A 社からの支払金額が適正に処理されているかを照合し、問題があれば当該個人事業主の税務調

査に発展することもあります。特に白色申告の事業主がターゲットになりやすい傾向にあります。

『うちは零細企業だし、所得も少ないから税務調査は来ないだろう。』と思いがちですがそうでもないので注意が必要です。売上除外等が発覚した場合、7年遡って修正申告を求められる可能性があります。

一番怖いのは売上除外分を加算すると年間売上高が1000万円を超えるケースです。1000万円を超えると消費税の納税義務が発生しますので、予想をはるかに超える金額になりがちです。重加算税等の付帯税（ペナルティー）も追いかけてきます。市県民税、事業税、国民健康保険料にも影響し、白色申告だからといって決して油断はできません。

所得税及び消費税調査等の状況

所得税		事務年度	平成26年7月1日	平成27年7月1日	平成28年7月1日
			～平成27年6月30日	～平成28年6月30日	～平成29年6月30日
	調査等件数	件	740,168	650,431	647,144
	申告漏れ等の件数	件	466,166	395,688	400,467
	申告漏れ所得金額	億円	8,659	8,785	8,884
A	追徴本税	億円	892	949	985
B	追徴加算税	億円	115	125	127
C	C=A+B	億円	1,008	1,074	1,112
	一件当たり実地調査申告漏れ所得金額	万円	739	794	763
D	一件当たり実地調査追徴本税	万円	93	103	99
E	一件当たり実地調査追徴加算税	万円	16	18	17
F	D+E 一件当たり実地調査追徴税額合計	万円	109	121	116

消費税		事務年度	平成26年7月1日	平成27年7月1日	平成28年7月1日
			～平成27年6月30日	～平成28年6月30日	～平成29年6月30日
	調査等件数	件	86,042	88,073	86,779
	申告漏れ等の件数	件	59,047	61,123	61,049
	申告漏れ所得金額	億円	-	-	-
A	本税	億円	200	235	259
B	加算税	億円	32	36	42
C	C=A+B	億円	232	271	301
D	一件当たり追徴本税	万円	23	27	30
E	一件当たり追徴加算税	万円	4	4	5
F	D+E 一件当たり追徴加算税	万円	27	31	35

4 青色申告について

事業も拡大して所得が増えてきましたら、青色申告で確定申告書を提出する方法をお勧めします。事務作業が多少は煩雑になりますが白色申告に比べて、大きなメリットがあります。

① 青色申告特別控除

所得から控除できる金額が65万円（又は10万円）あります。

② 青色事業専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち年齢が15歳以上で一定の届出書に記載された金額の範囲内で、かつ適正な金額であれば必要経費に算入することができます。

③ 純損失の繰り越し控除と繰り戻し還付

・損失の繰り越し控除

純損失の繰り越し控除と繰り戻し還付

・繰り戻し還付

この制度は簡単にいうと前年黒字の事業が今年赤字の場合、その前年黒字で払っていた税金を一定の要件に基づき納税していた税金をいくらか還付してくれるものです。

純損失の繰り越し控除と繰り戻し還付については純損失の金額を翌年以降に繰り越すか、前年に繰り戻して還付を受けるか自由に選択できます。どちらが有利かなのか翌年以降の利益を見積もって慎重な判断が必要です。

④ 上記①から③以外のメリットは

・30万円未満の取得した場合には一度に経費できます。上限額としては300万円までです。例えば平成30年中に1台29万円のパソコンを10台購入しても全額経費として認められます。

・掛け売りの場合、代金の回収が出来ないと思われるときは、回収不能見込み額として年末売掛金等の帳簿価額合計額に5.5%以下の金額が必要経費として認められます。

5 終わりに

今回のニュースで特にお伝えしたいのは **3** に記載した白色申告のお客様の場合です。お客様は、税務調査で精神的にも金銭的にも大変傷ついて弊社に来られます。どうして税務署がこんな処分をするのか本当のことが十分に理解できないまま来られるケースもあります。

私たちもこのケースの仕事をさせていただく場合は決して気持ちのいいものではありません。翌年以後の申告については合法的な節税方法を考えて提案させていただきますが、もう少し早く弊社に相談をして欲しかったと心から思います。このニュースは基本的に弊社の既存のお客様に読んでいただくのですが、知り合いの方で申告について悩んでいる方がおられましたら御紹介を頂きたいと思えます。